

環境放射線モニタリング測定結果等作成業務

一般競争入札 入札説明書

令和8年3月

福島県危機管理部原子力防災課

入札説明書

この入札説明書は、環境放射線モニタリング測定結果等作成業務について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件「環境放射線モニタリング測定結果等作成業務」に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

ア 件名 環境放射線モニタリング測定結果等作成業務

イ 数量 一式

(2) 業務の仕様等

別紙仕様書のとおり。

(3) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

別紙仕様書のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）に次の書類を添付し、令和8年3月4日（水）から令和8年3月11日（水）まで（土曜・日曜・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに、5(1)に掲げる場所に郵送又は持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。ただし、郵送による場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法とし、令和8年3月11日（水）午後5時15分必着とする。

なお、提出された書類に不備があった場合、修正や追加書類の提出等を求める場合があるため、余裕を持って申請すること。上記期限（令和8年3月11日（水）午後5時15分）までに是正されない場合、入札参加資格を認めないので注意すること。

ア 全部事項証明書（登記簿）謄本又はその写し

提出日から3ヶ月以内に発行されたもの

イ 身分証明書（個人企業の代表者に限る。契約を締結する能力を有しない者並びに破産者で復権を得ていない者でないことの市町村長の証明。）

提出日から3ヶ月以内に発行されたもの

ウ 事業者概要（様式3）

事業者の概要がわかる書類（会社案内、パンフレット等）を添付すること

エ 誓約書（様式4）

（注） 返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼った長3号封筒を同封すること。

- (2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。
(3) 入札参加資格の有無については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により令和8年3月16日（月）までに通知する。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 960-8670

住 所 福島県福島市杉妻町2-16
福島県危機管理部原子力防災課

電 話 024-521-8498

F A X 024-521-8368

電子メールアドレス genshiryokubousai@pref.fukushima.lg.jp

- (2) 入札説明書及び入札等関連資料の配付期間

令和8年3月4日（水）から令和8年3月11日（水）まで（土曜・日曜・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

郵送による配付を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、5(1)に掲げる場所まで令和8年3月6日（金）午後5時15分必着で請求すること。

なお、福島県危機管理課ホームページからダウンロードして入手することができる。

- (3) 入札及び開札の日時、場所

日 時 令和8年3月23日（月） 午前10時00分

場 所 福島県庁北庁舎2階小会議室（福島県福島市杉妻町2-16）

- (4) 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和8年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。なお、入札の効力が生じなかったことにより、契約が成立しなかった、又は締結されなかった事による損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書（様式5）を提出する場合は、封書に入れて密封し、かつ、封書の外側に次の事項を記載し、書留郵便にて郵送すること。

ア 氏名（法人にあたっては、商号又は名称）

イ 〔令和8年3月23日開札 環境放射線モニタリング測定結果等作成業務の入札書
在中〕

- (2) 書留郵便により入札を行うものとし、5(1)に掲げる場所に令和8年3月19日（木）午後5時15分必着とする。

- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に

係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先をそれぞれ記載すること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書に当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。なお、代理人は委任状（様式6）を6(2)に掲げる日時までに、5(1)に掲げる場所に郵送すること。

押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

(4) 入札者又はその代理人は、本入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3以上の額の入札保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納付し、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出しなければならない。

(2) 入札保証金を現金で納付する場合は、県の発行する納入通知書によること。

(3) 入札保証金の納付又は有価証券の提出は、5(3)に掲げる日時までに行うこととする。

(4) 財務規則第249条第1項各号（別記1）に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

入札保証金納付の免除を申請する者は、4(1)に掲げる期日までに、入札保証金納付免除申請書（様式7）により5(1)に掲げる場所まで申請するものとする。

ただし、入札保証保険により免除を申請する者は、5(3)に掲げる日時までに入札保証保険証券原本の写しを、5(1)に掲げる場所に郵送又は持参し提出するものとする。

なお、入札保証金納付免除関係書類は、各様式の（注）に沿って準備すること。

ア 入札保証金納付免除申請書（様式7）

イ 業務実績証明書（様式7-1）

ウ 業務実績証明願（様式7-2）

(5) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則に定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は5(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 入札者で入札保証金を納付したものは、入札保証金を納付した領収書を5(3)に掲げる日時までに、5(1)に掲げる場所に郵送により提出すること。
- (3) 第1回目の開札において落札者がいないときは、1回限り再度入札を行うものとする。この場合、再度入札を行う旨と第1回目の最低入札価格、再度入札書の提出期限を直ちに入札参加者に電子メールにて通知するので、第1回目と同様に入札書を提出する。
- (4) 再度入札に付しても、なお、落札者が決定しない場合は、1回に限り再々度入札に付すことができるものとする。
- (5) 再々度入札でも落札者がいない場合は、随意契約（見積合わせ）に移行する場合がある。その場合の見積方法、見積期限については別途指示する。

9 入札者に要求される事項

4(1)に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により入札参加資格があると認められた者とする。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札は書留郵便をもって入札書（様式5）を提出するものとし、当日または事前に持参することはできない。
- (3) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札
- (3) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (4) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

- (5) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合の、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (10) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、1回限り再度入札を行うものとする。この場合、再度入札を行う旨と第1回目の最低入札価格、再度入札書の提出期限を直ちに入札参加者に電子メールにて通知するので、第1回目と同様に入札書を提出する。
- (3) 入札者がいないとき、又は再々度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。
この場合、見積書（様式10）を用いる。

14 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納付し、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出しなければならない。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途連絡する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則に定めるところによる。

15 契約書の作成

- (1) 本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書に必要事項を記載のうえ、発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること。
（電子契約を希望しない場合には従来の書面による契約とする。）

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>)

- (2) 契約書を書面にて作成する場合には、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、発注者が指定した期日まで契約を締結しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認める場合はこの限りでない。
- (3) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したとき、又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、委託者及び受託者が電子署名を行ったときに確定するものとする。
- (4) 落札者が、15(1)に規定する期間内に契約書（案）を提出又は電子契約による電子署名をしないときは、落札を取り消すことがある。

16 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

17 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

18 その他

- (1) 入札に参加を希望する者は、仕様書等について疑義がある場合において、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式 8）により、説明を求めることができる。

質問書によるものは、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式 9）により回答するほか、福島県危機管理課ホームページに掲載する。ただし、入札参加資格があると認められなかった者からの質問についての回答は、特に必要と認められない限り行わないものとする。

受付期間 令和 8 年 3 月 4 日（水）から令和 8 年 3 月 6 日（金）まで

受付方法 郵送、電子メール又は持参

受付場所 5(1)に掲げる場所

回答予定日 令和 8 年 3 月 9 日（月）

- (2) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。

ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡

イ 第三者への配布を目的とした本説明書の複写

ウ 第三者への本説明書複写物の配布

19 当該契約に関する事務を担当する部署

5(1)に同じ。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
 - (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
 - (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) その他別に定めるとき。
- 2 契約権者は、前項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付の免除をする場合においては、入札に参加しようとする者ごとにこれを告げ、かつ、その旨を明らかにした書類を作成しておかなければならない。

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
 - (7) 1件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (8) 1件300万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10（建設工事又は製造以外にあつては100分の5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
 - (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。
 - (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
 - (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
 - (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 2 前項第5号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第5号中「100万円未満」とあるのは、「300万円未満」と読み替えるものとする。